

フィリピン漁業の雇用吸収力とアングラ経済

—伝統的部門における個人経営体の役割—

とり かい ひき ひろ
鳥 飼 行 博

はじめに

- I 漁業部門の再評価
- II ムスリム漁村の漁業経済構造
- III 個人経営体とアングラ経済
- IV 経済開発と今後の課題

はじめに

ASEAN 諸国においては、工業化を中心とする経済開発が進められる一方、依然として、農村にかなりの労働力が滞留している。そして、この労働力の滞留については、工業化が十分な雇用吸収力をもたない理由は何か、という問題提起がなされ、輸入代替に伴う国内工業保護と資本集約的技術の導入という要因からの説明がなされている^(注1)。しかし、農村における労働力の滞留は、同時に伝統的部門における雇用吸収力が、依然として大きいことを意味している。たとえば、米作農村の場合、個人経営農家が田植、収穫といった農作業を雇用労働力に依存しており、土地なしの農業労働者がひとつの階層として認められるのである^(注2)。

このように、地域コミュニティの個人経営体は、伝統的部門の雇用吸収力の観点から評価できるのであるが、同時に、アングラ経済とも重要な関連があるものと思われる。このアングラ経済とは、政府がその実態をつかんでいない経済活動分野をさすが、それには大きく分けて、(1)法律的、制度的な制約が課されている分野において、その制約

を回避する、不法・違法行為を中核とした陰伏的な経済活動、(2)金銭を仲介しないため、市場には表われてこない経済慣行、の2つがある^(注3)。個人経営体がアングラ経済に関わっていれば、雇用吸収力にも影響があり、地域コミュニティの経済発展も、アングラ経済を考慮しつつ分析しなくてはならない。

したがって、本稿の課題は、地域コミュニティにおける個人経営体を、アングラ経済を踏まえつつ、雇用吸収力の観点から位置づけることである。そして、そのために、フィリピンのムスリム漁村を取り上げ、実態調査によって、この漁村の経済構造を明らかにし、個人経営体を経済発展の担い手として捉え直す。

(注1) 工業化の雇用吸収力の限界については、渡辺利夫『開発経済学——経済学と現代アジア——』日本評論社 1986年 第4章/World Bank, *World Development Report 1990*, ワシントン D.C., 1990年, 61~63ページ参照。

(注2) 農家の雇用吸収力については、フィリピンを事例として、Barker, Randolph, "Labor Absorption in Philippine Agriculture," *Philippine Economic Journal*, 第12巻第1・2号, 1973年や、菊池真夫「農業における技術革新と雇用吸収力——フィリピン稲作農村の人口史からの接近——」(『農業総合研究』第40巻第4号 1986年10月)が論じている。

(注3) 名東孝二編『世界の地下経済』同文館 1987年が、先進資本主義国、社会主義国、開発途上国を対象に、多数のアングラ経済の事例をあげていることからわかるように、アングラ経済は、広い概念である。

I 漁業部門の再評価

1. 漁村の雇用吸収力

ASEAN 諸国では、農村と同様に漁村であっても、小型漁船を1, 2隻所有する個人経営体が、数人の漁業労働者を雇用していることが報告されている(注1)。たとえば、フィリピンの場合、1980年漁業センサスでは、漁船漁業は、第1表のように、3ト未満の漁船を利用する生業的漁業(municipal fishing)と、3ト以上の漁船を利用して主に企業組織の下で行なわれる営業的漁業(commercial fishing)とに2分され、前者は漁獲トン数、就業者数、漁船隻数のうで各々73.3, 96.4, 99.2%を占める。そして、漁船を所有しない漁業労働者は85万8000人、その95.1%は生業的漁業における個人経営体の下に雇用されていると推計できるのである。この値は、1980年のフィリピンの農家342万戸や農林漁業就業者845万3000人などと比較して、決して小さな比重ではない。つまり、伝統的部門には、家族労働力に加え雇用労働力にも依存する個人経営体が広汎に存在し、それが漁村という地域コミュニティにおける雇用吸収力を保持

していると考えられる。

2. 伝統的部門のアングラ経済

アングラ経済は、前述のように、(1)不法・違法行為を中核とした陰伏的な経済活動、(2)金銭を介さない経済的慣行の2つを主な特徴とする経済であり、一般的な経済との関連で整理すれば、第1図のようになる。すなわち、(1)の基準では市場経済、非市場経済の別を問わず、それらのうちで行なわれる不法、違法な経済活動が、(2)の基準では、金銭を仲介しない財貨・サービスの交換、贈与などの様々な非市場的、伝統的な経済慣行がそれぞれ把握されることになる。

開発途上国の伝統的部門、なかでも農業部門のアングラ経済としては、たとえばフィリピン米作農村における、互酬的な農業慣行や農地改革に対する地主の脱法行為が検討されてきた。この過程で、農家の雇用労働力に依存した米作や農地改革の有効性を理解するために、アングラ経済の重要性が示された(注2)。

また、治安の悪化は、経済活動を妨げたり、余分な経済的負担を人々に要求する。たとえば、フィリピン農村においては、農業労働者や小規模農家の貧困に加え、軍部の権力乱用、人権侵害が頻

第1表 フィリピンの漁船漁業

	営業的漁業		生業的漁業		合計
	実数	構成比(%)	実数	構成比(%)	
漁獲トン数(トン)	311,359	26.7	854,236	73.3	1,165,595
就業者数(人)	45,091	3.6	1,218,429	96.4	1,263,520
漁船隻数(隻)	3,414	0.8	401,827	99.2	405,241
漁業労働者数 ¹⁾ (人)	41,677	4.9	816,602	95.1	858,279
漁船動力化率 ²⁾ (%)	94.6		27.5		28.1

(出所) National Census and Statistics Office, 1980 Census of Fisheries, Vol. I, National Summary, マニラ, より作成。

(注) 1) 漁業労働者数は、船主を1人当り1隻の漁船を所有している漁業従事者と仮定し、(就業者人数)-(漁船隻数)として大略を推定。構成比は、合計に対する各漁業の百分率。

2) 漁船動力化率は、全漁船に占める動力漁船の比率。

第1図 アングラ経済の概念図

	市場経済	非市場経済
(1) 不法・違法行為を中核とした陰伏の経済活動		
(2) 金銭非仲介の経済的慣行		

(出所) 筆者作成。

発し、これに対して、新人民軍 (New Peoples Army: NPA) が、小作料軽減を地主に要求し、農民を圧迫する者に対する武力的報復を行なった。他方、農地改革や NPA に対して、武装した自警団を雇って、対抗する地主もでている^(注3)。このような治安の悪化も、アングラ経済を生み出していると考えられる。

同じ伝統的部門でも、農村に比べると漁村におけるアングラ経済の研究はそれほど多くはない。少ない事例のひとつとして、フィリピンの各地で行なわれているダイナマイト漁がある。これは、法律上禁止されているにもかかわらず行なわれているもので、(1)の基準からアングラ経済とみなせよう^(注4)。また、日本の事例ではあるが、沖縄の「糸満売り」(イチマンウイ)があげられる。これは、糸満を中心とした沖縄の網元が前貸しを条件に、沖縄の辺地の10~15歳の少年を、年季奉公人として、20歳になるまで、主に漁業に従事させるもので、19世紀末から1956年頃までみられた^(注5)。個人経営体の雇用吸収力の表われともいえる「糸満売り」であるが、1956年、労働基準法に違反する人身売買とみなされたのである。したがってフィリピンの漁村にあっても、市場経済を中心としつつも、同時にアングラ経済が無視できないほど

に大きな存在となっており、地域コミュニティの個人経営体の経済活動、とりわけ雇用吸収力に影響を与えている可能性がある。つまり、この個人経営体とアングラ経済との関連を、漁村について確認する必要があるといえる。

(注1) 漁業労働者については、岩切成郎『東南アジアの漁業経済構造』三一書房 1979年 15~23ページが ASEAN 諸国の漁村には、漁業労働者が少なくないことを指摘している。また、Szanton, David, *Estancia in Transition: Economic Growth in a Rural Philippine Community*, メトロ・マニラ, Institute of Philippine Culture, 1981年, 37~53ページがフィリピン、イロイロ (Iloilo) 州エスタンシア (Estancia) 町における船主と漁業労働者の雇用関係を述べている。さらに、鳥飼行博「フィリピン漁村の経済構造」(『東南アジア研究』第27巻第4号 1990年3月)は、カマリネス・ノルテ (Camarines Norte) 州メルセデス (Mercedes) 町の村レベルの実態調査によって、漁船の所有状態、個人経営体と漁業労働者の雇用契約について論じている。

(注2) フィリピン農村のアングラ経済については、高橋彰「フィリピン農村の構造変化と賃労働者層」(『アジア経済』第18巻6・7号 1977年6・7月) 17ページで提唱された「かげの循環」があげられる。これは、小規模なフィリピンの小作農家において、稲の刈取りに際して、刈り残しが多く、脱穀時に籾を散らかすなどの一見無駄と見える行動について合理的な説明を可能にしている。すなわち、刈取りや脱穀の終了後、婦女子が残された稲を刈取り、籾拾いをするのは、小作料算定の対象となる収量を減少させ、それを住民の間に分配することに繋がるのである。また、農地改革に対する地主の脱法行為については、滝川勉『戦後フィリピン農地改革論』アジア経済研究所 1976年 180~195ページや野沢勝美「アキノ政権の農地改革」(『アジアトレンド』第48号 1989年11月)が扱っている。地主は、自己耕作や作目転換を口実に小作農を追放したり、小作農に農業労働者であるとの虚偽の申告を強いたりして、農地改革の対象から逃れようとしているのである。

(注3) 田巻松雄「マルコス政権下における共産主義運動の展開と2月政変」(『アジア経済』第31巻第9号 1990年9月)によれば、NPAの武装闘争は、火器の捕獲を目的とした国軍との戦闘を別にすれば、牛泥棒、土

地や金品の略奪者、悪徳な軍人、役人、地主などの農民の利益を脅かすものに対してなされる。1984年までに、フィリピン73州のうち、62州でゲリラ戦を展開し、1万5000人の兵力を有しているとされる。

(注4) ダイナマイト漁、電気漁、有毒漁などフィリピンの違法漁法については、Calmorin, Laurentina 他, *Introduction to Fishery Technology*, メトロ・マニラ, National Book Store, 1990年, 61~70ページ参照。

(注5) 福地曠昭『糸満売り——実録・沖縄の人身売買——』南風原 那覇出版社 1983年 13~22ページ参照。また、インド漁村の事例ではあるが、Platteau, Jean-Philippe; Anita Abraham, "An Inquiry into Quasi-Credit Contracts: The Role of Reciprocal Credit and Inrelinked Deals in Small-Scale Fishing Communities," *Journal of Development Studies*, 第23巻第4号, 1987年が、船主・仲買人の前貸しと漁業労働者の雇用契約を季節的労働需要の確保の観点から論じている。

II ムスリム漁村の漁業経済構造

1. 調査地の選択と概要

カトリックを中心としたキリスト教徒が総人口の93%を占めるフィリピンにあって、ムスリムは5%にすぎない。ミンダナオ島サンボアング(Zamboanga)の南のバシラン(Basilan)島からスルー(Sulu)諸島にかけては、住民の多くがムスリムであり、フィリピン国軍に対して、ムスリムの自治を求めるモロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front: MNLF)の武力抗争が続いている(注1)。また民族的にも、言語の異なるサマル(Samal)、タウスグ(Tausug)、ヤカン(Yakan)などが混在し、複雑である。

このような背景にあって、この地域では、海賊行為が横行し、隣接するボルネオ島マレーシア領サバ(Sabah)州との間に、密出入国、密貿易も頻繁に行なわれているので、そこに位置するムスリ

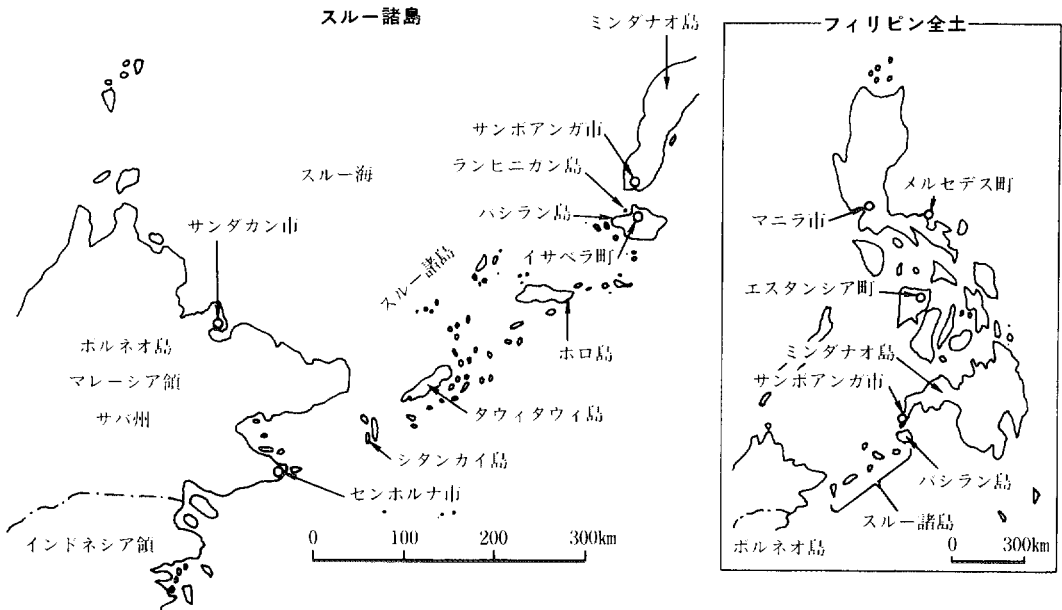
ム漁村も、アングラ経済の影響を受けていると推測できる。

また、バシラン州における1980年の生業的漁業の漁獲トン数は9万6834¹⁾で、これは全国73州の11.3%に相当し、最も生業的漁業の盛んな州のひとつとなっている。そこで、筆者は、バシラン州で、個人調査のしやすさ、安全性の観点から、イサベラ(Isabela)町の小島ランピニガン(Lanpinigan)を選択して、1991年2月に15日間現地の村長アブドゥラ(Abuddulla)氏宅に単身滞在し、聞き取りを中心とする実態調査を行なった(第2図参照)(注2)。

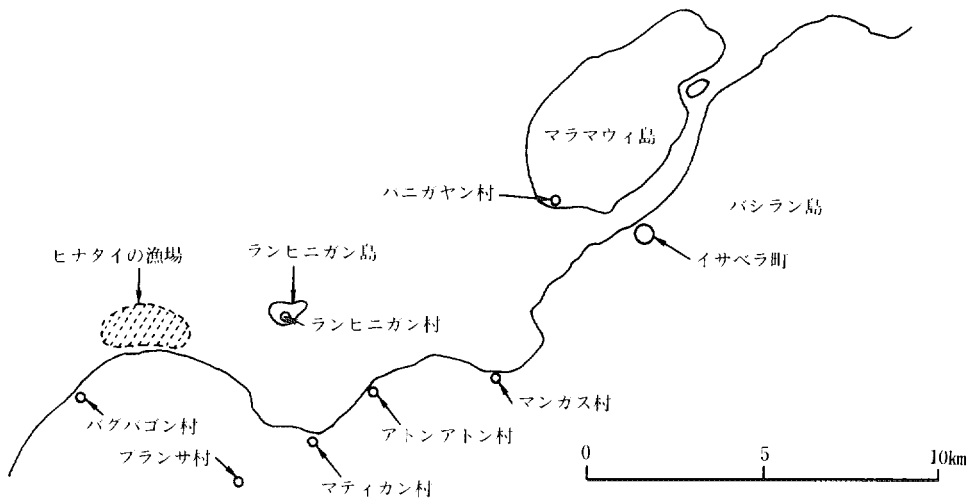
市町村別人口センサスによれば、1990年5月現在、バシラン州(人口23万772人)の州都イサベラ町は、1万1030世帯5万9493人で、45の村(バラングイ[barangay])が含まれる。

そのひとつランピニガン村は、140世帯760人(男性394人、女性366人)が居住しているとされるが、筆者の調査によれば、144世帯となる(注3)。住民の民族構成は、世帯主でみて、78.3%がサマル、20.3%がタウスグで、1.4%がヤカンである。住民は、宗教的には、全てムスリムで、村内に2つのモスクがあり、住民生活にもイスラム教の影響が窺える。たとえば、自宅で礼拝を行なう者、コーランの暗唱練習をする子供がおり、豚の飼育、豚肉食、酒類の販売、飲酒は全くみられない(注4)。住居は、杭上家屋も多く、海岸に沿ってニッパ椰子やトタン葺きの木造平屋が並び、集落では、主に東側にサマル、西側にタウスグが居を構えている(注5)。港はないが、石を積んだ入り江が1カ所あり、小型の漁船を2~3隻収容できる。それ以外の漁船は杭上家屋につないだり、砂浜に引上げる。電気、水道、天水を貯める装置はないから、島内に4カ所ある井戸の水を桶で汲んで利用する。

第2図 スルー諸島およびバシラン島北西部



バシラン島北西部



(出所) 筆者作成。

しかし、一部の世帯では、イサベラ町やアトンアトン (Atong-Atong) 村で水道水を購入し、ポリタンク (1タンク50^{リットル}) に詰め、漁船で村に運搬する^(注6)。また、ガスの利用者はいないので、島

内の枯れ枝を拾い集めたり、島外の薪 (1束2.5^{ペソ}) を購入して、調理を行なう。

2. 就業構造と世帯区分

多くの世帯で、販売を目的としたニワトリなど

の飼育、ココヤシ栽培、自家消費を目的とした果樹栽培が小規模に行なわれている^(注7)。しかし、世帯主の生計から世帯区分をすると、漁業世帯は第2表のように、全世帯の86.1%を占め、これはさらに漁船の所有・利用状況によって3区分できる。そこで、まず、区分の基準となる漁船についてみてみよう。

住民が使用する漁船は、動力船のモトール(motor)と無動力船のサカヤン(sakayan)で、ともに両舷から竹製の浮きを張出した木製カヌー^(注8)であって、村内の漁業はすべて生業的である。全長5～7mの標準的モトール(45隻)は、乗員1～4人、20分から1時間ほど離れた沖合で漁をする。また、全長8mの大型モトール(2隻)は乗員8～12人で、1～3日間かけて操業をする。動力は、いずれもガソリン・エンジンで、馬力別では、16

馬力が最も多く28隻、次が10馬力9隻、5馬力6隻、85馬力2隻、14馬力、不明が各1隻で、47隻中4隻は、エンジン故障、修理などのため稼働していない^(注9)。他方、無動力船のサカヤンは、全長3～4m、乗員1～2人、櫂(ボグサイ(bogsay))のほか、四角帆も併用し、片道30分ほどの距離で漁をするほか、島外への魚の運搬、買い物など漁以外にも使用されることが多い。

調査村における漁船の分布は、第2表のように、漁船124隻のうち77隻が無動力船のサカヤンで、漁船に占める動力船モトール(47隻)の比率、すなわち漁船の動力化率は37.9%にすぎない。そして、この隻数上のサカヤンの優位は、価格差に求められよう。すなわち、モトールは船体のみで1万^ペ以上、エンジンは5馬力で7500～1万^ペ、中古の16馬力で2万^ペ、新品で3万5000^ペであるか

第2表 ランピニガン村の就業構造と漁船所有状況(1991年2月)

世帯区分 ¹⁾	世帯数		漁船所有隻数	
	実数 (戸)	構成比 (%)	モトール (隻)	サカヤン (隻)
漁業世帯	124	86.1	43+4 ³⁾	76
モトール世帯	41+4 ³⁾	31.3	43+4 ³⁾	13
サカヤン世帯	50	34.7	0	57
漁業労働者世帯	29	20.1	0	6
モトール労働者世帯	26	18.0	0	6
サカヤン労働者世帯	1	0.7	0	0
加工労働者世帯	2	1.4	0	0
教員世帯	7	4.9	0	1
商業世帯 ²⁾	1	0.7	0	0
無職世帯	12	8.3	0	0
合計	144	100.0	43+4 ³⁾	77

(出所) 筆者の実態調査による。

(注) 1) 世帯区分は、世帯主の生計によるが、単身赴任の教員、独立した家屋に居住している者は、1世帯として分類した。他方、モトール世帯宅などに寄宿している単身赴任の漁業労働者は、1世帯としてカウントしていない。

2) 商業世帯は1世帯だが、この他に兼業の食料雑貨商店が12軒あり、主に夫人が店番をしている。

3) +の後の数字は、稼働していないモトールを所有する世帯数とその隻数。

ら、1隻2万～4万5000ベツかかる。この価格は、後述のようにサカヤン漁師の平均的所得の1年半から3年分以上に相当し、貧しく、貯蓄や借入れ機会にも乏しい住民にとって、モトール購入は困難である。他方、サカヤンは1隻1000ベツとモトール価格の5割未満で、購入は容易である。しかし、船主1人当りの平均所有隻数は、モトール1.0隻、サカヤン1.1隻といずれも小規模な個人経営体で、企業経営や漁業協同組合などの共同経営は全くみられない(注10)。

次に、世帯主によって、漁業世帯を分類してみよう。まず、世帯主がモトールを所有する世帯をモトール世帯と名づけると、その全世界帯に占める割合は、第2表のように45戸、31.3割にすぎない。ただし、モトール世帯のうち13戸はサカヤンもあわせて所有する。そこで、これと区別する意味で、世帯主がサカヤンのみを所有する漁業世帯をサカヤン世帯と名づけると、それは村の中で最も大きな比重を占め、50戸(全世界帯の34.7割)に達している。このように、調査村にあっては、漁船を所有している船主世帯は、すべて個人経営体であって、彼らによる生業的漁業が村の中心的就業機会であることが確認できる。

このほか、漁業世帯といっても、世帯主が漁船を所有せず、船主に雇われて漁をしている世帯も少なくない。そのような漁業労働者世帯の全世界帯に占める割合は20.1割に達し、そのほとんどがモトールで働くモトール労働者世帯である。

ところで、以上は世帯主を基準としたが、家族員の中には世帯主あるいは他人の漁船で働いている者も多い。そこで、個人レベルの就業構造をみるために、漁船で働く個人を船主、漁業労働者を含めて「漁師」と定義し、これに加工労働者、食糧雑貨商店(サリサリ[sali-sali])の売子、教員を

第3表 ランピニガン村の就業者構成(1991年2月)

就業区分	人数(人)	構成比(%)
モトール船主	40	17.2
サカヤン船主	52	22.3
漁業労働者	120	51.5
モトール労働者	83	35.6
サカヤン労働者	19	8.2
加工労働者*	18	7.7
商業従事者	14	6.0
教員	7	3.0
合計	233	100.0

(出所) 第2表と同じ。

(注) いずれも収入の観点から、主要な就業先とみられるもので、自家消費を目的としたり、島外農場を利用した農業は除いてある。

*加工主1人と専業の加工労働者17人の計18人。

加えた主要な村内就業者をみると、第3表のようになる(注11)。すなわち、村内就業者233人の51.5割が漁業労働者で、なかでもモトール労働が村内最大の就業機会となっていることがわかる。

ここで、漁業労働者は、家族員(船主と1親等以内で、同一世帯に含まれる者)とそれ以外の雇用労働者から成り立っている。たとえば、漁船を所有しないモトール労働者は、第4表から家族員と雇用労働者の和で、モトール漁師(123人)の67.5割を占める。そのため、サカヤン漁師で船主の割合が73.2割に及んでいても、全漁師の52.6割が漁業労働者となっているのである。また、家族員以外の労働者がモトール漁師に占める比率は51.2割となっている。また、モトール世帯と同居している者がモトール労働者の半数に達し、その多くが単身赴任者や季節的、一時的に雇用されている者である。ただし、彼らは、前貸しによる人身売買のような長期契約ではなく、モトール世帯の親類が多く、モトール労働者としての雇用機会をあて

第4表 ランピニガン村における漁師の区分 (1991年2月)

漁師の世帯区分	漁 師 数 (人)				稼働漁船 所有隻数* (隻)
	船 主	家 族 員	雇用労働者	合 計	
モトール漁師	40	20	63	123	43
構成比 (%)	32.5	16.3	51.2	100.0	41.3
モトール世帯	40	20	33	93	43
漁業労働者世帯	0	0	30	30	0
サカヤン漁師	52	18	1	71	61
構成比 (%)	73.2	25.4	1.4	100.0	58.7
サカヤン世帯	51	15	0	66	57
モトール世帯	1	3	0	4	4
漁業労働者世帯	0	0	1	1	0
漁 師 合 計	92	38	64	194	104
構成比 (%)	47.4	19.6	33.0	100.0	100.0

(出所) 第2表と同じ。

(注) *稼働漁船には、実際に漁に利用されているものだけをカウントした。

第5表 モトールの乗員構成 (1991年2月)

乗 員 構 成	世 帯 数 (戸, %)	隻 数 (隻)	乗 員 人 数 (人)		
			船 主	家 族 員	雇用労働者*
船主のみ	7 (17.1)	7	7	0	0
船主+家族員	8 (19.5)	8	8	12	0
家族のみ	1 (2.4)	1	0	2	0
船主+家族員+雇用労働者	5 (12.2)	7	5	6	26
船主+雇用労働者	20 (48.8)	20	20	0	41
合 計	41(100.0)	43	40	20	67
構成比 (%)			(31.5)	(15.7)	(52.8)

(出所) 第2表と同じ。

(注) *雇用の重複があるため、雇用労働者の人数が、第4表のモトール雇用労働者(63人)と異なる。

にした居候の色彩が強い。

第5表に示されているように、船主のみで出漁するモトール世帯は漁業世帯の17.1%にすぎず、モトールを1世帯当り平均1.0隻しか所有しないにもかかわらず、モトール世帯の61.0%が家族員以外の者を雇用し、家族を含めるとモトール船主の82.9%が漁業労働者に依存している。他方、サカヤン労働者(19人)は、サカヤン漁師(71人)

の26.8%にすぎず、1人を除いて家族員労働者のみである(第4表参照)。したがって、漁師の半数が漁業労働者で、その3分の1がモトール船主の家族員以外の者で占められていることは、モトール世帯の大きな雇用吸収力を示しているのである。

このほか、魚の干物加工を4世帯(モトール世帯3戸、商業世帯1戸)が行ない、第6表のように、23人の加工労働者が数えられるが、4人の加

研究ノート

第6表 干物加工の専業・兼業従事者(1991年2月)
(単位:人)

加工労働者の 帰属世帯	加工主との関係			構成比 (%)
	家族員	雇 用 労働者	合計	
モトール世帯	4+2	4+2	8+4	52.1
サカヤン世帯	0	1	1	4.3
漁業労働者世帯	0	7+2	7+2	39.1
教員世帯	0	1	1	4.3
合 計	4+2	13+4	17+6	100.0
構成比 (%)	26.0	73.9	100.0	

(出所) 第2表と同じ。

(注) +の前の数字は専業者, 後の数字は兼業者の人数。

工主の家族に属さない雇用労働者が73.9%を占める。また, 加工労働者のうち専業者は17人で, その構成は高齢者(70歳)1人, 少年(7歳)2人, 成人女性9人, 少女(8~14歳)5人と, 高齢者・婦女子が中心で, 雇用労働者の比率は76.5%となる。つまり, 婦女子など漁船漁業に従事できない者が加工労働者の中心となっている点に特徴がある(注12)。

以上, 生業的漁業を中心とする漁村にあっても, 漁船を1隻しか所有しないような個人経営体が雇用吸収力を発揮しており, そのために漁船を所有しない漁業労働者が村内に多数存在できることが明らかである。

3. 漁法・加工・運搬

ランピニガン村では, 漁獲対象, 出漁時期, 漁船の種類によって幾つかの漁法が採用されているが, 調査を行なった2月はピナタイ(pinatay)という4~5センチの小魚の漁が開始される時期である。

中心的な漁法は, 違法なダイナマイト(ティンバック(tinbak))による漁で, 漁場はモトールで20~30分ほどのランピニガン村南西のバシラン島沿岸である。出漁時間は午前5~10時で, ピナタ

イの群れを漁船上から発見次第ダイナマイトを3~5本投擲する。そして, 爆圧で沈むピナタイをたも網で掬って船上に入れる。この場合, コンプレッサーを搭載している6隻のモトールでは, 塩化ビニールの管から空気を送ってもらい潜水作業を行なう(注13)。水中眼鏡, 腰の鉛の重り, 自家製の足ひれをつけ, コンプレッサーにつながれたビニール管を口にくわえて潜るのである。また, サカヤンも含め, ダイナマイトを保有しない, あるいは投擲しない漁師もピナタイをたも網で掬ってゆく(注14)。

このダイナマイトの生産・販売は, 主に島内の干物加工主と同じモトール世帯3戸, 商業世帯1戸で行なわれているが, 原料の爆薬はイサベラ町で1匁45~50匁で購入し, 島内の希望者に1匁50~60匁で販売することもある。そして, コカコーラなどのガラス瓶(1本2~4匁)に爆薬を詰め, マッチとビニールで簡易信管を自作し, 鉄棒の重りを瓶に結びつける。こうして, 3匁の火薬から1匁瓶のダイナマイトが約5本生産できるから, 1本当り35~40匁ほどの費用がかかることになる。また, 生産されたダイナマイトは, 1匁瓶型で50匁, 250~350匁瓶型で25匁で漁師に販売される。

このような爆薬やダイナマイト販売は, 住民間に固定的取引関係をつくりだしている。すなわち, ダイナマイトの販売者(上述の4戸4人)は, ダイナマイト漁によって採れたピナタイを優先的に買付ける専買権をもつからである。つまり, ダイナマイト販売者は, 村内仲買人でもあるが, なかでも常に大量のピナタイを購入している1人は漁業経営者といってもよいであろう。ピナタイの購入価格は, 1箱(約100匁)分70~100匁で, モトール1隻当り出漁1回で4~15箱の水揚げで, 500匁が標準漁獲高である。ピナタイは全て村内に水

揚げし、1日当り出漁回数は1～2回である。

漁獲されたピナタイのほとんどは、木枠の網棚で天然乾燥させ、干物に加工されるが、村内ではダイナマイトを販売しているのと同じ4世帯が干物の加工を行なうので、彼らは村内仲買人と干物加工主を兼ねている。1世帯当り5～9人、合計23人の兼業を含む加工労働者がおり、そのうち6人は加工主の家族員もしくは補助的役割しか果たさない労働力である。また、加工主1世帯当りの網棚の所有枚数は、47～360枚で、上述の漁業経営者1人だけが突出している。しかし、加工労働者(家族員を含む)の報酬は、1箱の水揚げにつき10ペで、それを参加人数で等分して支払う形態はいずれの加工主でも同じである。

網棚に広げられたピナタイは、陽の当たる場所で、1日1～3回裏返して両面満遍なく乾燥させる(注15)。こうして、2～3日で完成した干物は、塩化ビニール製袋(1袋17～21窶入り)に加工労働者によって詰められる。そして、イサベラ町にモトールで運搬され、干物専門の仲買人に売却される(注16)。干物は1窶当り20～25ペが標準である。2箱200ペの鮮魚のピナタイは加工労賃20ペによって1袋360ペの干物として売却できるので、加工は高い付加価値を生み出しているといえる。

この他に普及している漁法は刺網(ランバット[lambat])で、漁獲はエイ、ヒイラギ、アジなどの小中型魚、カニが中心である。しかし、魚用刺網は1枚2000ペとサカヤン以上に高価な漁具なので、多くのサカヤン漁師はカニ用刺網(600ペ)を利用するか、手釣によるイカ、タイなどの中型魚の漁を行なう(注17)。

刺網の場合、出漁時間はモトール、サカヤンとも午前3時から4時で、前日の午後6時から8時に刺網を仕掛け、それを回収することもある。漁

獲は小型魚の一部を自家消費(漁獲量の5～10%)とする以外、鮮魚のまま魚市場に運搬する。モトールの運搬先はイサベラ町の魚市場であるが、サカヤンでの運搬は距離的に困難なため、対岸のバシラン島アトンアトン村に漁場から直接運搬することが多い。モトール船主に魚の運搬を委託することも可能であるが、この場合、手数料として、魚価の10%を支払わなければならないからである。ランピニガン村からアトンアトン村までサカヤンで30分ほどで、その魚価はイサベラより10%ほど安い。

モトールに運搬委託をしても収入にはほとんど差がないにもかかわらず、サカヤン漁師が自らアトンアトン村に運搬するのは、漁場から近いこと、モトールの運搬の時刻・回数が不確実なこと、市場のあるアトンアトン村で買い物ができることのほかに、ブローカーを通さず自ら魚の販売ができることがあげられる。イサベラ町をはじめ、どの公共市場でも、ブローカーに魚を売却する場合、魚価の10%程を手数料として支払わねばならないので、公共市場とその敷地内での無許可販売が広汎に行なわれているのである(注18)。

モトールは午前中しか出漁しないことが多いが、サカヤンは午前と午後の2回が普通である。第2回目の出漁は午後4時ごろ出かける手釣りで、擬似針を使ったイカ漁も行なわれ、魚は午後5時ごろアトンアトン村に直接運搬、売却されるか、午後6時ごろ島に帰還し、村内仲買人に売却される(注19)。村内仲買人は、買付けた魚を発泡スチロールの箱に氷を入れて保存するが、大量のピナタイが漁獲される盛漁期には、付加価値の高いピナタイの買付け、加工に集中するため、他の鮮魚の買付けをほとんど行なわない。

4. 漁業契約と所得

個人雇用主と漁業労働者の雇用関係は、分益契約を基本にしている。これは出漁に要したガソリン、ダイナマイトなど経常費を控除した純漁獲高を漁船、漁具、労働に対して、一定比率で帰属させる報酬体系である。つまり、乗員3人のモトールで、各自が刺網を使った場合、漁船1隻への帰属分は、乗員1人当りの帰属分と同一で、分益比率は漁船、労働について1:3となる。たとえば、船主は自ら出漁した場合、漁船への帰属分と、自己の労働への帰属分の和を取分とする。乗員が3人であれば、漁船は乗員1人分に相当するから、純漁獲高を4等分し、船主は、そのうち2を得るのである。また漁業労働者は、労働への帰属分のみで、2人は各々1を得る。したがって、純漁獲高に対して、分益比率は船主で50.0%、漁業労働者1人当りで25.0%となる。

また、コンプレッサー付きのモトールの場合、ガソリン代、コンプレッサーを使う潜水夫（漁業労働者）への賃金を控除したものを純漁獲高とし、その3分の1を漁船への帰属分とし、残り3分の2を乗員で等分する。このように、刺網を使用するモトールに比較して漁船への帰属分が高い理由は、コンプレッサーという高価な資本が漁獲高増加に大きく貢献しているためである。

たとえば、乗員4人のコンプレッサー付きモトールが、ダイナマイト漁に4日間で5回出漁した事例では、まずガソリン代計160ペソを船主が支払い、それを船主を含めた4人の乗員各自が平等に負担した。そして、ピナタイ売却先の仲買人から得た1850ペソから、5回の潜水作業（1回40ペソ）で計200ペソを3人の潜水夫への賃金として控除し、純漁獲高は1650ペソとなった。ここから、船主に漁船への帰属分として3分の1の550ペソを、残りを

乗員4人（船主を含む）に等分（275ペソ）するのである。つまり、船主の所得は、漁船、コンプレッサーへの分益550ペソと乗員としての分益275ペソの和で825ペソ、漁業労働者1人当りの所得は、潜水夫としての賃金67（200/3）ペソと乗員としての分益275ペソの和で342ペソとなる。したがって、コンプレッサー付きモトールの場合、漁船への帰属分は高くても、船主が技能を必要とする潜水作業を行わないため、分益比率は、船主で50.0%、漁業労働者1人当り16.7%と刺網の場合とほぼ同等となる。

サカヤン労働者は、9～18歳の船主の子供を中心とした若年家族労働力が主力であるが、14歳以上は家族員であっても漁獲について、明確な分益契約が行なわれている。この場合、船主と漁業労働者の分益比率が1:1か2:1で、サカヤン労働者1人当りの漁獲分配率は33～50%と、モトール労働者よりも高くなる。しかし、サカヤン船主の1日当りの漁獲高はモトール労働者の所得と同程度であるから、サカヤン労働者の所得はモトール労働者の半分にも満たない。したがって、一般的には、サカヤン労働者には、家計補助としての役割しか期待できず、就業者のほとんどを若年家族員が占めるのである。

以上、出漁による1日当りの所得は、漁業労働者2～3人を雇用しているモトール船主100～200ペソ、サカヤン船主、モトール労働者50～85ペソ、サカヤン労働者25～40ペソが標準的である^(注20)。他方、食費は米(村内で1畧10ペソ)の購入を中心に、1世帯1日当り30ペソであるから、モトール世帯以外では、エンゲル係数が50以上と推計でき、貧しい生活水準にとどまっている。

(注1) MNLFについては、Tuason, Ramos R., "Regional Autonomy: A New Direction," Rosario-

Braind Florangel編, *Development Issues: Constitutional Response*, メトロ・マニラ, National Book Store, 1987年参照。また、川島緑「フィリピンにおける国民統合体制の成立——1950年代ムスリム・エリートの役割を中心に——」(『アジア研究』第36巻第1号 1989年12月)は、1970年代初頭のMNLF結成に至る政治的背景を検討している。スルー諸島の海賊については、鶴見良行『海道の社会史——東南アジア多島海の人びと——』朝日新聞社 1987年 240～245ページ参照。

(注2) 住民は、サマル語、タウスグ語、タガログ語などを理解できるが、最も普及しているサマル語で質問表に従い聞き取りを行なった。また、英語のできる村民にも通訳として協力してもらった。

(注3) 世帯数の違いは、単身赴任の教員4人(女性)を各々1世帯とみなしたことによる。

(注4) 宿泊した村長宅では、自宅で1日何回か礼拝を行なっていることを確認できたが、2つあるモスクに、金曜日以外礼拝に来る住民はほとんどみかけなかった。また、食用になる魚についてさまざまな宗教的、慣習的制約・タブーがあることは、秋道智弥『海人の民族学——サンゴ礁を超えて——』日本放送出版協会 1988年 127～143ページが指摘している。また、大島襄二「フィリピン養魚池漁業の地理学的分析」(平沢豊編『東南アジアの漁業開発——ASEANを中心として——』アジア経済研究所 1977年) 278ページでは、ムスリムはパンゴス(ミルクフィッシュ)を食用にしないというが、本調査地についてはこうした事実は認められなかった。

(注5) 門田修『フィリピンの漂海民——月とナマコと珊瑚礁——』河出書房新社 1986年 159, 203ページでは、タウスグが漂海民、サマルなど他の民族を軽蔑していることを述べているが、サンボアンガ市、イサベラ町ではともかく、ランビニガン村では民族関係は友好的なようである。ただし、イサベラ町に面したマラマウィ(Malamaui)島の杭上家屋の集落には、漂海民と同じ民族のサマル・バジャウ(Bajau)が居住しており、ランビニガン村住民は、彼らはムスリムではないとして、自らをサマル・バギギ(Bangingi)と呼んで区別している。

(注6) 1ペは100ルペで、1991年2月の調査時点で、1ペは5.3円に相当。また、島内の井戸水は濁っており飲料には適さない。

(注7) バナナ、パパイヤ、カモテの小規模栽培は4世帯(全世帯の2.7%)、島外の農場を含めたココヤシ栽培は23世帯(16.0%)、平均土地面積2.6ヘクタール、販売を目的

としたニワトリの飼育は66世帯(45.8%)、平均飼育数2.3羽)、アヒルの飼育は31世帯(21.5%)、平均9.0羽)、山羊の飼育は26世帯(18.1%)、平均4.1頭)が行なっているが、いずれも小規模な兼業である。ただし、島外のココヤシ栽培については、血縁者の農場を含めると、大規模なものも存在すると思われる。

(注8) 浮きを張出した木製カヌーは、一般にバンカ(bangka)と呼ばれているが、動力化の有無に関わらない呼称なので、本稿では使用しない。しかし、イサベラ町の漁業局へのモトール登録には、「パンボート」(panboat)の語が充てられ、これは住民の間でも一般的に用いられる。また、カマリネス・ノルテ州の無動力カヌーの呼称パラオ(paraw)は、調査地一帯では使用されていないが、その船体はサカヤンと同じ造りである。

(注9) エンジン、クボタ、ブリヂストンなどの日本製が大半であるが、中古を購入している船主も多い。転覆したモトールは、この半年間に2隻あるが、うち1件は、1991年2月25日、イサベラ町～ランビニガン村間で発生し、エンジンが冠水により故障した。

(注10) 岩切 前掲書 22～23ページは、ASEAN諸国の漁村にあっては、華僑などの村外の資本が漁船・漁具などを提供しているとして、所有と経営の分離を指摘しているが、本調査地では、家族への経営委任が1例みられるだけで、概ね所有と経営は一体で、個人自営である。

(注11) 教員7人は全てタウスグで、そのうち単身赴任者(女性4人)は週末はバシラン島に帰宅するが、金曜日から月曜日まで休みのクラスがでることも頻繁にあるという。また、商店はモトール世帯の経営によるものが多く、普段はその妻が、店番をしており、雇用労働者はいない。また、アキノ政権成立後、村長は月600ペ、他の8人の村役は300ペを地方政府から支給されることになっているが、支給が数カ月停止されることも珍しくないという。

(注12) 門田 前掲書 156～158ページでは、家船に住む漂海民が、女性も含めた家族労働力に依存して漁業を行なっている様子を述べているが、ランビニガン村周辺には漂海民はなく、女性が漁船で出漁することもない。

(注13) コンプレッサー付きモトールによる潜水作業は、カマリネス・ノルテ州などでもみられるが、そこでは、主にナマコやイセエビの採取、水中銃による大型魚の漁に使われている。

(注14) ダイナマイトを投擲しないモトール漁師が、

少量の漁獲を投擲者に渡すこともあるから、完全なただ乗りというわけではない。

(注15) 漁業経営者は、360枚の網棚が一杯になると、袋の上に魚を干すが、それでも干しきれない場合、ギナモス(genamos)という魚の塩漬けにする。これは、漁業経営者1人のみが行なうが、その加工労働には彼の父(村長)と彼の家に滞在している単身赴任者(独身男性)だけが従事する。800ほどの木箱にピナタイと塩を交互に入れ、2~3日で塩漬けが完成する。水産物の加工方法については、岩切 前掲書 101~111ページ/JETRO; ECFA, *The Diffusion of Appropriate Technology to the Small and Medium Scale Industries: Fishery Processing Industry in the Republic of the Philippines*, 東京, 1987年, 8~13ページ参照。また、加工労働者獲得を目的とした海賊行為の歴史は、鶴見 前掲書 243~249ページを参照。

(注16) イサベラ町やサンボアンガ市に魚を売却に向かう他村のモートルが、村に立ち寄った際に、そこで魚を売却することも観察された。

(注17) 大型網を使用する乗員12人の大型モートルがあるが、調査時期の2月には出漁していない。また、マラマウィ島の杭上家屋の集落では、動力船に35~47隻のサカヤンを引かせ、スルー諸島の漁場に向かい、12日間ほど漁をするのが観察される。

(注18) 岩切 前掲書 写真39, 40の解説/門田 前掲書 52~53ページでは、公共市場の建物に入らずに、漁師が魚などを売る理由を、混雑、民族差別に求めているようであるが、筆者の調査地では、無許可販売のため、市場のプロカーに遠慮しての行為である。また、このような無許可販売は、サンボアンガ市の公共市場で、より大規模に行なわれている。

(注19) 漁船の動力化の有無によって、出漁時間が異なることが、自主的な漁業管理となっていることを、鳥飼 前掲論文 421~422ページ/同「インカム・シェアリング——フィリピンの漁業慣行についての経済分析——」(『行動科学研究』第36号 1991年8月)で明らかにした。

(注20) フィリピンの法定最低賃金(日額)は、農業労働者の場合、1990年1~3月の平均で63.4% (プランテーション), 85.6% (非プランテーション)であるから、モートル労働者の所得水準は、これと同程度といえる。

III 個人経営体とアングラ経済

1. ダイナマイト漁

調査村にあって、最も際立ったアングラ経済の事例は、中心的漁法のひとつである違法なダイナマイト漁である。すなわち、大統領布告第704号「1975年漁業宣言」とそれを受けた同第1014号によって、ダイナマイト漁は、電気漁、有毒漁などとともに違法な漁法とされ、ダイナマイトの所有・取引も、処罰の対象である。具体的には、ダイナマイト漁を行なった者は25年以上の懲役刑か終身刑、ダイナマイトの違法所有・取引には12~25年の懲役刑、さらに、ダイナマイト漁による漁獲物の取引は5~15年の懲役刑となっている(注1)。

このように、ダイナマイト漁が違法であるにもかかわらず、行なわれている理由には、漁網等の資本が高価で、漁の季節性のために同一の漁具の使用は限られること、漁網を使用するよりも短時間で多くの漁獲を期待できることがあげられる。つまり、ダイナマイト漁は、効率的な漁法といえ、そのために違法ではあっても広く行なわれているのである。換言すれば、ダイナマイト漁というアングラ経済は、効率性ゆえに、個人経営体の雇用吸収力を高めているのである。

ところで、ダイナマイト漁は、主に前述の漁業経営者による爆薬の購入、ダイナマイト生産に依存しているのであるが、彼はピナタイの専買権を得て、仲買人として安定した地位を確保している。したがって、十分な漁獲を買付けることが期待できるから、干物加工に必要な網棚、加工労働者を揃えておいても、それらを買付け量の少なさから非稼働なままにしてしまう危険は小さい。つまり、ダイナマイト漁というアングラ経済が存在するこ

とが、個人経営体に出漁以外にも、魚の仲買、加工、出荷と漁業関連産業への参入を容易にし、そこに雇用機会を提供していることは否定できないのである。

しかし、違法性に基づく処罰の危険以外にも、ダイナマイト漁には、爆発事故の危険、漁場の破壊という2つの問題が伴う。ランピニガン村では、2人がダイナマイトの早期爆発、暴発のため、片手を失っており、イサベラ町などで見かける片手の男性の多くも、このダイナマイトの爆発事故によると思われる。また、ダイナマイト漁は、珊瑚礁など漁場を破壊するおそれがある。しかし、その漁獲に対する影響は、長い時間をかけて顕在化するもので、因果関係の特定が困難である。他の漁師がダイナマイト漁を中止しない限り、自分だけがダイナマイト漁を中止することは不利になる。したがって、「囚人のジレンマ」と同じ状況に陥り、違法な漁を取り締まるパトロールも行なわれていないことから、ダイナマイト漁の禁止は、実効性に乏しい。つまり、ダイナマイト漁は、効率的な漁法として漁獲量向上に貢献しているものの、長期的には、漁獲量減少の原因となっていると考えられる。

2. 魚の無償分与

ダイナマイト漁を終えて、ピナタイを積んだモトールが村内仲買人の家の近くで水揚げを開始すると、子供を中心に村民20人ほどが手にビニール袋や桶などを持って集まってくる。これは、豊漁のモトールから住民に無償でピナタイの分与が行なわれるからであり、それは漁獲量の10~15%に及ぶ(注2)。これは、市場取引の対象とならない漁獲の消費であって、第1図の(2)の基準からアングラ経済とみなせるが、被分与者の家計にとって1~2日分の消費量に当り、決して少ない分量では

ない。被分与者は、主に漁業労働者世帯、サカヤン世帯、高齢者などの無職世帯であって、モトール世帯は含まれない(注3)。また、モトールの漁業労働者が、自分の子供に分与を行なうことも珍しくはない。つまり、魚の無償分与は、アングラ経済として、低所得者層の生活保障に繋がっているのである。

ただし、このような魚の無償分与が行なわれるためには、豊漁が必要であり、それを可能にするのはピナタイのダイナマイト漁である。また、ダイナマイトを保有しない漁師に対しても、ダイナマイトによって死んだ魚を採ることが漁師の間で慣習的に認められていることは、サカヤン漁師など低所得層にとっても利益となる。このことも、魚の無償分与という生活保障の仕組みと同様、基本的には、ダイナマイト漁という違法なアングラ経済によって可能なのである。

3. 公共市場での無許可販売

公共市場で魚などを販売する場合には、町役場の許可が必要で、その許可を得ずに、公共市場およびその敷地内で販売することは禁止されている。しかし、前述したように、サカヤン漁師の多くは、漁獲をアトンアトン村の公共市場に運び、そこで魚を手にもったり、敷物にのせたりして、無許可で販売している。そして、売れ残った場合に、初めて市場のブローカーのところへ魚を売却するのである。

このように、サカヤン漁師が魚を無許可販売するのは、それによって、村内仲買人、ブローカーに支払わなくてはならない手数料(合計で漁獲高の20%)を節約でき、消費者により高い値で直接販売するためであって、生活防衛の手段といえる。ブローカーは、直接この無許可販売を阻止しようとはしないが、時折警察のパトロールがやってく

ると、無許可販売者たちは一斉に逃げ出す。つまり、雇用労働力に依存しないような小規模な自営の個人経営体であっても、違法なアングラ経済に関わらざるを得ないことが窺われる。

4. 火器の違法所持

調査地一帯は、MNLFの活動が活発な地域で、海賊行為も横行していることはすでに述べた。このため国軍が多数駐屯し、市町村別人口センサスから推計できるだけでも、1990年5月現在、バシラン州に軍人は352人、町別ではイサベラ町が最も多く、130人が3カ所のキャンプに分かれて駐屯しており、この他、センサスに記載されていない軍人も多いと思われる。しかし、このような国軍の駐屯は、治安対策となっている反面、火器の流出、盗難にもむすびつき、これが海賊の横行のひとつの原因となっているようである。

実際、調査時点からさかのぼった半年の間に、ランピニガン村民に関連した海賊関係事件だけでも2件発生している。1件は、1990年10月16日、村長の息子（モトール労働者）が、出漁中に海賊と誤認され、国軍兵士によって射殺された事件である。このため未亡人となった婦人にとって、現金収入は村役としての月収300ペソのみとなってしまったが、補償交渉も進展しないままである^(注4)。さらに、1991年2月18日には、ランピニガン村のモトール船主が国軍の臨検を装った海賊13人に襲われ、漁網（4000ペソ）と漁獲の全てを略奪された。海賊は、全自動小銃M16アーマライト、半自動小銃M1ガーラント、擲弾、手りゅう弾などで武装したうえ、擬装のため国軍と同じ軍服を着用しており、85馬力のモトール1隻に乗船していたという^(注5)。彼は、この日以降、出漁できないままであった。

このように危険な状況にあって、政府は半自動

小銃M1ガーラントを2丁、ランピニガン村民が保有し、海賊に備えることを認めているという^(注6)。しかし、海賊の所持する携帯用火器は国軍と同じ全自動小銃M16アーマライトで、10人以上の集団となっているので、144世帯の住民を2丁の旧式小銃で防備することは困難である。

そこで、ランピニガン村の住民は自らの生活を守るために、違法ではあるが自らの負担で武装し、自警団を組織している。つまり、火器の違法取引、違法所持の摘発・処罰を覚悟で、自ら治安対策にあたっているのである。ランピニガン村民の保有する火器は、半自動小銃M1ガーラント9丁、全自動小銃M16アーマライト3丁、半自動U1カービン銃1丁の他、回転式拳銃2丁、小銃用擲弾5発以上、手りゅう弾5発以上であり、ほとんどは中古とはいうものの、海賊と同等の威力をもっているといえる^(注7)。

火器はバシラン島やスルー諸島の闇業者から購入したり、個人間で転売されているが、みな各個人の負担になる。そして、現在の火器の所有者14人は、モトール船主とその子弟、商業世帯に限られるのが特徴であるが、これは、火器およびその弾薬の価格が、村民にとって高価なものだからである。たとえば、最も普及している中古のM1ガーラントは8000～1万ペソ、M16アーマライトは1万6000～2万ペソ、また、弾薬はM1ガーラント用7.62mm弾で1発10～11ペソ、M16アーマライト用5.56mm弾6～7ペソ、擲弾1発100～150ペソ、手りゅう弾1発80ペソである。したがって、火器一式を装備するためには、1万ペソは必要で、これはサカヤン漁師の所得の7～10カ月分に相当するのである。

火器の所有者はモトールの出漁に際して武装して出かけ、また村に滞在し仕事がない場合、武装してランピニガン島内を2人組でパトロールする

こともある。もちろん、住民の保有する小銃13丁だけではたかだかモトール13隻(全モトールの30.2%)を武装できるととどまり、村の完全な防備も不可能であるが、海賊はある確率で武装した漁師や住民に直面することを予想しなければならず、襲撃に対する抑止力が生まれると考えられる。

このようにモトール船主を中心とする個人経営体は、自警団を組織し、治安対策にあたっており、これが間接的に、漁業を中心とした住民の経済活動の安全を保障している(注8)。火器購入のためにモトール船主が少なからぬ費用を負担していることを考慮すれば、住民の治安対策も違法なアンガラ経済の一環といえよう。

5. 海外出稼ぎ

スルー諸島には、ビザはおろかパスポートすらも所持せず、海外に密出国する住民が多いが、ランピニガン島にあっても同様である。これは、ムスリムとしてメッカ巡礼を目的とするものもあるが、スルー諸島に隣接するボルネオ島マレーシア

領サバ州などへの海外出稼ぎ、不法就労が大半である。すなわち、メッカ巡礼を終えたハジ(hadji)は9人(男性7人、女性2人)であるが、現在の村内就業者233人に対して、第7表のように、海外出稼ぎ経験者は男女合計で23人、出稼ぎ中の者は32人である。すなわち、村内就業者に対して、出稼ぎ経験者は9.9%を占め、出稼ぎ中の者はその13.7%に相当する(注9)。

出稼ぎ先は男性の場合、42人の全てがマレーシアのサバ州で、第7表のように、職種は建設労働者50.0%、カカオなどのプランテーションの農業労働者16.7%、清掃夫、事務員が各々7.1%である。女性13人の場合、サウジアラビアへ2人、イギリスへ1人以外、やはりサバ州で、家政婦61.2%、商店雇用労働者23.1%である。海外出稼ぎ経験のある婦村者についてみても、男性18人のうち10人(55.6%)が建設労働者、3人(16.7%)が清掃夫で、女性5人のうち4人(80.0%)が家政婦となっている。

第7表 海外出稼ぎ経験者(A)と出稼ぎ中の者(B)の就業先(1991年2月) (単位:人)

就業先	男 性				就業先	女 性			
	A	B	A+B	構成比(%)		A	B	A+B	構成比(%)
建設労働者	10	11	21	50.0	家政婦	4	4	8	61.2
清掃夫	3	0	3	7.1	漁業労働者 ²⁾	1	0	1	7.7
商店雇用労働者 ¹⁾	2	0	2	4.8	商店雇用労働者 ¹⁾	0	3	3	23.1
農業労働者	0	7	7	16.7	農業労働者	0	1	1	7.7
事務員	1	2	3	7.1	小 計	5	8	13	100.0
漁業労働者 ²⁾	1	1	2	4.8					
運転手	1	1	2	4.8					
伐採労働者	0	2	2	4.8					
小 計	18	24	42	100.0	男女合計	23	32	55	

(出所) 第2表と同じ。

(注) 出稼ぎ先は、女性のサウジアラビア2人、イギリス1人以外は全てマレーシア。

- 1) 商店雇用労働者は、レストラン・喫茶店従業員を含む。
- 2) 漁業労働者の仕事は、男性は漁師、女性は干物などの加工労働者。

1989年のサバ州の建設労働、林道建設の場合、月収は120~180^{ペソ}で、これは約1700~2570^{ペソ}と換算されるから、サバ出稼ぎの所得はサカヤン漁師やモトール労働者の所得（月1250^{ペソ}）の1.4~2倍となる（注10）。この高賃金が、海外出稼ぎの基本的な誘因であるが、地域的にサバ州が選択されている理由としては、サバ州が300^{キロメートル}程しか離れておらず、マニラ（900^{キロメートル}）よりも身近であり、経済発展が著しいマレーシアにあって、建設、林業開発などの労働需要が旺盛なことがある。その他、ムスリムが多いこと、村民と同じサマル語を話すマレーシア住民が10^{パーセント}ほど居住していることも利点としてあげられる。

ランピニガン島からマレーシアへの出国経路は、次のようなものである。まず、イサベラ町から客船でサンボアング市に向かい、週2便ある貨客船に乗り換えシタンカイ(Sytancay)島に渡る。そして、そこから、50人乗りの密航船で、ホルネオ島のマレーシア領サバ州センボルナ(Senpolna)市に密航するのである。これに要する渡航時間は乗船のみで24時間以上、船賃のみでも往路1500^{ペソ}、復路880^{ペソ}である。つまり、途中の滞在費を考慮すると、海外出稼ぎには、サカヤン漁師2カ月分の資金が必要となり、容易なことではない。

マレーシア以外では、イギリスあるいはサウジアラビアで家政婦として働いたことのある女性が3人いる。出稼ぎの斡旋は、フィリピン人のリクルーターやアラビア人が行ない、マニラから出国する。家政婦の場合、月収は150US^{ドル}でこの1カ月分が斡旋手数料となるという。

ここで、海外出稼ぎを世帯別にみると、第8表から、モトール船主とその家族員に多いことが明らかである。すなわち、海外出稼ぎ経験者は、村内に23人しかいないが、そのうちモトール世帯に属するものが73.9^{パーセント}を占め、出稼ぎの収入がモトール購入に貢献していることが聞き取りにより確認できた（注11）。出稼ぎ中のモトール世帯帰属者が31.3^{パーセント}にすぎないことをみると、出稼ぎの成功者が帰村し、モトールを購入したと判断できる。したがって、華僑など外部の資本による漁船・漁具の前貸しや政府の融資が利用できなくとも、アングラ経済を通じて、個人経営体が自ら資本蓄積を行なっているのである。

（注1） ダイナマイト漁での傷害については、加害者に25年以上の懲役刑もしくは死刑、致死では終身刑から死刑と規定されている。このような罰則規定については、Calmorin 他、前掲書、61~70ページ参照。

（注2） 魚の無償分与は、鳥飼「フィリピン漁村……」

第8表 海外出稼ぎ者の世帯別構成

（単位：人）

世帯区分	出稼ぎ経験者数				出稼ぎ中の者の数			
	男	女	合計	構成比(%)	男	女	合計	構成比(%)
モトール世帯	13	6	17	73.9	6	4	10	31.3
サカヤン世帯	0	0	0	0	8	1	9	28.1
漁業労働者世帯	1	0	1	4.3	7	3	10	25.1
その他	4	1	5	21.7	3	0	3	12.5
合計	17	7	23	100.0	24	8	32	100.0

（出所） 第2表と同じ。

（注） その他は、教員世帯と無職世帯。

がカマリネス・ノルテ州について、岩切 前掲書がインドネシアについて報告している。

(注3) 魚の無償分与については、タウスグ、サマル間の差別はない。秋道 前掲書 164～171ページは、オセアニアにおける魚の無償分与を、分与者(首長)と被分与者(老人、病人、妊婦)の社会的地位に関連させて論じている。また、鳥飼「インカム・シェアリング……」は、魚の無償分与が、長期的にはモトール労働者、サカヤン漁師など低所得層の互酬システムとなっていることを明らかにしている。

(注4) この事件に対する補償として、政府はエンジン1台を提示したが、これではたかだか3万5000円にすぎず、村長は受取を拒否している。

(注5) M16アーマライトは、口径5.56mm、20発入り弾倉の単発・連射の切替え可能な自動小銃で、米軍の現用制式銃。M1ガーラントは、口径7.62mm、8発入り弾倉の半自動小銃(弾は自動装填されるが、連射はできない)で、米軍が1936年に制式採用した旧式銃。擲弾は小銃の銃口に装填して発射する小型爆弾。

(注6) 政府の発行した火器保有許可書は確認できなかった。また、火器の違法所持とみられる事例は、高谷好一『マングローブに生きる——熱帯多雨林の生態史——』日本放送出版協会 1988年 48ページがインドネシア独立初期の小型船について報告している。

(注7) U1カービンは、口径7.62mm(M1ガーラントより小型の弾丸)、小型軽量の半自動カービン銃。

(注8) 調査村では、小銃、拳銃、擲弾などで武装した住民が、午後8～9時に大型ランプのある商店前に集まってくるが、これには社会的威信を示す目的もある。

(注9) ハジの出身世帯は、モトール世帯3人、加工労働者世帯3人、サカヤン世帯、教員世帯、無職世帯各1人で、年配者に多い。1960年代までは、ボルネオ島、シンガポール、コロombo、アデンを経由する船便を利用し、メッカ巡礼を行なったが、それ以降はマニラ経由の空路の利用になる。また、高谷 前掲書 47～49、72ページも、実態調査を行なったインドネシア漁村で、違法な交易、海外出稼ぎがみられるなど、住民の開放性、流動性を指摘している。

(注10) 約7割が100%に相当する。

(注11) 小野五郎「バングラデシュ、フィリピンの海外出稼ぎ労働者——政府間協定による管理派遣の実態——」(『アジア経済』第32巻第5号 1991年5月)は、フィリピンから日本への出稼ぎについて、違法な人材派

遣業者の存在を指摘し、また、出稼ぎ者の帰国後の就業先が、直接生産に結びつく例がみられないという。しかし、ランビニガン村のマレーシア出稼ぎは、現地の親類、友人の呼び寄せ、中国系を含むサバ州住民の就業先斡旋によるもので、フィリピン国内での人材派遣業者の利用はほとんどなく、帰国後もモトールを購入し、漁業に従事する事例が観察される。ただし、モトール購入の資本蓄積には、島外のココヤシ栽培も貢献していると考えられる。このような海外出稼ぎ者の出身階層、帰国後の活動を把握することは、出稼ぎによる「頭脳流出」、資本蓄積など、出稼ぎ送り出し国への影響を分析するための必要条件であろう。

IV 経済開発と今後の課題

1. 漁船の動力化と川下産業

漁業以外の就業機会が乏しい調査村にあって、モトール船主の旺盛な労働需要があるために、漁船を所有しない者でも漁師として雇用機会を確保することが可能となる。つまり、地域コミュニティにおける伝統的部門の個人経営体が大きな雇用吸収力をもつことを裏づけているのである。

他方、サカヤン漁師の労働生産性はモトール漁師の半分ほどでしかなく、サカヤン1隻では、たかだか1人のサカヤン労働者を雇用できるだけである。したがって、モトール保有状況が雇用吸収力を規定する基本的な要因であり、個人経営体でモトールの保有がいつそうすすみ、漁船の動力化率が向上すれば、雇用吸収力もそれにつれて大きくなるといえる。そして、小規模なモトールであっても、多数所有する船主が生まれれば、彼を漁業経営者とみなすことができ、地域コミュニティ発展の担い手となることが期待できる。

ただし、漁船の動力化が極端に進行すれば、乱獲となるおそれもある。1988年包括農地改革法においても、水産資源の保護と開発をともに進める

必要性が謳われており、それを考慮すれば、出漁以外の分野についても、雇用機会を増やす必要がある。この点で、村内仲買人の活動は、新たに発展させるべき分野について示唆を与えている。すなわち、個人経営体が魚の加工を村内で営んでいることは、魚の運搬と合わせて、労働需要を生み、合わせて魚の付加価値を高めている。したがって、魚の加工、運搬という川下産業の開発が、地域コミュニティに新たな雇用機会を提供できると考えられる。そして、その規模を次第に拡大することによって、個人経営体を漁業経営者に育成することも可能である。また、魚の加工を促進することは保存、輸送に便利となり、販売市場を拡大することにも繋がるのである。

ところで、従来、モトール購入のための資本蓄積は海外出稼ぎ、それも多くは不法就労に依存していた。しかし、不法就労では就業機会、労働条件も安定せず、出稼ぎ者にとってもかんばしいことではない。そこで、漁船の動力化を促進するためには、海外出稼ぎに頼らなくとも、資本蓄積ができるよう政府融資など、個人経営体に対する経済援助が求められよう^(注1)。

ところで、今のところ、魚の干物加工など川下産業への参入を促す契機は、ダイナマイトの販売によって魚の専買権を得た村内仲買人の活躍で、これが川下産業の雇用吸収力を高めている。また、魚の無償分与は、無職世帯も含め多くの低所得階層の生活保障に役立っているが、これにも、ダイナマイト漁による豊漁が背景にある。さらに、治安の悪い調査地一帯にあって、モトール世帯が中心となって火器を購入、所持し、治安対策にあたっているが、これは、出漁、生活の安全確保に貢献し、間接的に雇用吸収、生活保障に役立っている。つまり、アングラ経済に地域コミュニティの

経済発展が密接に関連しているのである。

しかし、ダイナマイト漁には、違法性、爆発事故、漁場破壊の問題があり、基本的には、適法な漁法の採用が望まれる。ただし、短期的な効率性の観点からダイナマイト漁が評価されているのであるから、漁師自らが適法な漁法を採用するインセンティブをもつためには、漁網等の漁具の購入に対しても融資を行なうなど経済援助が必要となろう。

2. 海藻養殖業

新たに発展が望める分野としては、漁業の川下産業以外にも、養殖業があり、これは水産資源の保護にも結びつく。すでに、フィリピンでは、ミルクフィッシュなど魚の養殖が盛んに行なわれているが、ランピニガン島は、汽水の海岸がなく、外洋の影響を大きく受けるので、魚の養殖には向いていない^(注2)。しかし、有望なものとして、アガルアガル(agar-agar)というテングサ類の養殖があげられる。現段階では、3世帯がアガルアガルの養殖を3カ所で、ごく小規模に行なっているだけであるが、すでに海藻養殖を大規模化する試みがモトール船主を中心になされている。モトール船主を長として5人の執行委員会のもとに、20人のメンバーが集まり、新たにランピニガン島沿岸に10^{ヘクタール}以上の大規模な海藻養殖を計画し、政府に融資を申請中である。融資の申請額は、第1年度が78万3500^{ペソ}、第2年度が48万4600^{ペソ}である^(注3)。したがって、個人経営体がイニシアチブをとり、政府の融資により海藻養殖業が拡大し、そこに新たな雇用機会が生れる可能性がある。ランピニガン村にあっては、経済援助による海藻養殖業の大規模化によって、雇用吸収力と海産物の付加価値を高め、漁村の経済発展が期待できよう。

3. 残された問題点

基本的には、漁船の動力化、川下産業への参入、養殖業の大規模化とそれを促進する経済援助が、漁村の経済発展に有効なのであるが、それだけでは解決できない問題も存在する。

その第1は、海賊行為とそれに関連した事故である。ただし、火器の違法取引によって、住民は治安対策を実施しているので、火器取引の厳格な取締は、それを抑制し、かえって海賊襲撃の危険を増加させるおそれもある。したがって、火器取引の取締と同時に、海賊に対する掃討戦、海上パトロールなどによる、治安の回復が不可欠である。

第2に、漁業労働者の貧困に関連して所得分配の公正の問題がある。1988年包括農地改革法においては、地域コミュニティの漁師に対して、沿岸の水産資源を優先的に利用する権利を保護しているが、同じ漁村の漁師であっても、モトール船主と漁業労働者では漁業所得に3倍ほどの格差が存在し、魚の運搬、加工、商店の売上などを加えるとその格差は一層拡大する。さらに、漁業労働者が漁業会社に雇用されている営業的漁業とは異なって、生業的漁業の場合、個人経営体に雇用されている漁業労働者は、労働法の保護の対象外である^(注4)。もちろん、ランピニガン村では、モトールを1隻しか所有しない個人雇用主であり、年季奉公の形をとった人身売買はみられず、魚の無償分与を認めるなど恩情的である。しかし、漁船の動力化が一部の世帯へのモトール集中という形をとるならば、漁業労働者の雇用条件が悪化するおそれがある。したがって、これ以上、漁業労働者の所得を低下させないためには、漁業労働者、サカヤン漁師に対して、モトールの保有を促進することが望まれる。

以上述べてきたように、漁村の経済発展のためには、水産資源の保護、治安の回復、所得分配の公正に留意しつつ、漁船の動力化、漁法の適正化を図り、合わせて加工、運搬という川下産業、海藻養殖業といった分野に参入することが求められ、これを個人経営体の育成によって促進することが今後の課題となろう。

(注1) ホルネオ島との出入国に厳しい制限を課し、国境管理を厳格に行なうことは、民族的、歴史的、宗教的なこの地域のまとまりを破壊することになり、治安対策のうえからも好ましいものではないであろう。また、漁業部門への政府融資については、三宅康松「フィリピン、マレーシア、タイにおける漁業者組織の動向」(平沢豊編『東南アジアの漁業・養殖業』アジア経済研究所1984年)参照。

年)参照。

(注2) 大島 前掲論文/平沢豊「フィリピンにおけるミルクフィッシュ養殖業」(同編『東南アジアの漁業・養殖業』所収)は、フィリピンのミルクフィッシュなど魚の養殖について述べている。ミルクフィッシュ養殖は、バシラン島西岸でも行なわれ、また、門田 前掲書53~55ページは、スルー諸島南部でアガルアガル養殖が盛んな様子を述べている。

(注3) JETRO; ECFA, 前掲書, 3~4ページは、干物、塩漬けを中心とした水産物加工の輸出を開発政策として提唱している。また、板谷茂「アジア農漁村地域のパンタグラフの開発——ESCAPの意図するもの——」(『アジア研究』第31巻第2号 1984年7月)は、フィリピンの漁業ベースの工業開発を紹介し、魚類缶詰製造、冷凍工場建設をプロジェクトとしてあげている。しかし、いずれも、誰がその担い手となるかについて、個人経営体を明示的に取りあげてはいない。

(注4) Victoriano, Roberto O. "And the Fishermen Home from the Sea." Florangel 編, 前掲書所収, は個人雇用主の下の漁業労働者が、経済援助政策の対象とはなつてこなかったことを指摘し、その貧困救済を求めている。

(東海大学講師)